

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	わんわん保育園 本町園	
運営法人名称	社会福祉法人 育伸会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 碓井 千夏	
定員（利用人数）	37 名	
事業所所在地	〒 541-0056 大阪府中央区久太郎町2丁目2-8 八木ビル1階	
電話番号	06 - 6226 - 8181	
FAX 番号	06 - 6226 - 8122	
ホームページアドレス	https://www.wanwan.ed.jp	
電子メールアドレス	info-honmachi@wanwan.ed.jp	
事業開始年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 9 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士 9名 管理栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[園舎] 鉄骨鉄筋コンクリート造 9階建の1階部分 [設備] 乳児室 1 室、ほふく室 1 室、保育室 4 室、遊戯室（ホール） 1 室、調理室 1 室、医療的ケア児室 1 室、教材室、更衣室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】愛情 ・ 安心 ・ 安全

【保育方針】「すべては子どもの最善の利益のために」

- ・ 一人一人を大切にする愛情溢れる保育
- ・ 子どもとの信頼関係を築き安心を与える保育
- ・ 子どもの健康および安全を確保するきめ細やかな保育

【施設・事業所の特徴的な取組】

【都心部における地域に開かれた保育の実践】

オフィス街に位置する立地にありながら、子どもが落ち着いて過ごせる環境づくりに配慮した保育が行われています。ビル1階という条件を生かし、子育てサロンを定期的を開催するなど、地域に開かれた保育園としての取組が進められています。都心部においても子どもや保護者が安心して利用できる身近な子育ての拠点となるよう配慮されています。

【地域との自然な関わりを生かした保育】

建物内で勤務する職員や周辺の企業関係者など、日常的に地域の大人に見守られる環境があります。行事等を通じて交流の機会を設けるなど、地域との関わりを大切にした保育が行われています。こうした関係の中で、子どもが地域に親しみをもちながら生活できるよう配慮されています。

【少人数の特性を生かした家庭的な保育】

少人数の保育環境を生かし、子ども一人ひとりの発達や気持ちに応じた丁寧な関わりが行われています。日々の姿をこまやかに把握しながら柔軟に保育が進められるなど、落ち着いた雰囲気の中で安心して生活できるよう配慮された家庭的な保育が実践されています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育アセスメント株式会社
大阪府認証番号	270060
評価実施期間	令和7年10月29日～令和8年3月24日
評価決定年月日	令和8年4月14日
評価調査者（役割）	2301C022（運営管理委員） 2401C011（専門職委員） 2401C026（専門職委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪府中央区のオフィス街に位置し、大阪メトロ堺筋本町駅から徒歩1分と交通の利便性に優れた立地にあります。堺筋に面した建物の1階にあり、人通りが多く明るい環境の中で、歩道が確保されるなど、登降園時の安全面に配慮した環境が整えられています。徒歩圏内には公園もあり、戸外での活動の機会が確保されています。園内は広く清潔に保たれ、保育室の二重ロックや外部からの視線に配慮した構造など、防犯性とプライバシー確保が図られています。多目的ホールにはボルダリングが設置され、さまざまな運動遊びが行われています。また、乳児室には床暖房を備えるなど、子どもが快適に過ごせるよう配慮されています。

2025年4月に開園した新設園であり、「愛情・安心・安全」を理念に掲げ、「すべては子どもの最善の利益のために」という方針のもと、一人ひとりを大切に丁寧な保育が実践されています。1歳児から幼児体育の専門インストラクターによる活動を取り入れ、3歳児からは外部講師による英語活動を実施するなど、子どもの発達や興味に応じた多様な経験の機会が設けられています。また、サイクルメニューの導入など、子どもが新しい食材に慣れやすいよう工夫された取組も行われています。日々の保育の様子については写真を活用した情報発信が行われ、保護者との関係づくりにも配慮されています。さらに、少人数の特性を生かし、子ども一人ひとりに寄り添うとともに、職員間の連携のもと園全体で保育を支える体制が築かれています。

◆特に評価の高い点

【職員の学びを支える研修体制の充実】

教育・研修に関する基本方針を明示し、全職員が新規採用である園の特性を踏まえ、職員一人ひとりの成長と園全体の保育の質向上を一体的に進める研修体制が整えられています。年間研修計画に基づき、職員の経験や状況に応じた研修への参加が計画的に進められているとともに、園内研修を職員会議の中に位置づけるなど、日常の実践と結びつけた学びの機会が確保されています。また、外部研修への参加が積極的に行われ、オンライン研修の視聴環境を整備するなど、勤務形態にかかわらず参加しやすい工夫も見られます。さらに、研修受講後には職員会議で報告の機会を設け、学びの共有を通して園全体に広げる仕組みが構築されています。

【食への関心を育む体験的な食育と給食の工夫】

とうもろこしの皮むきやそら豆のさやむきなどの食材に触れる体験や、クッキーやピザづくり、ケーキの飾り付けといったクッキング活動を実施し、食育と日々の給食を関連づけた取組が行われています。さらに、活動に関連した絵本の読み聞かせを取り入れることで、食材への興味や理解を深める工夫も見られます。また、旬の食材や行事食を取り入れ、アレルギーに配慮した献立が作成されています。加えて、2週間単位のサイクルメニューの導入や残食の記録を活用した見直しにより継続的な改善が図られ、残食がほとんど見られない状況につながっています。さらに、調理員が日々子どもの喫食状況を確認し、感想を献立に反映するなど、実態に即した給食運営が行われています。

【職員参画による実践に根ざした計画策定の取組】

全体的な計画の策定にあたっては、保育に関わる職員が参画し、日々の実践や子どもの姿、保護者との関わりの中で得られた気づきを反映しながら、組織的に検討が行われています。現場の保育士が主体的に関わることで、計画が実態に即した内容となり、保育の方向性が具体的に共有されています。また、理念や基本方針との整合性を図りつつ、子どもの発達や生活の実情に応じた内容となるよう工夫がなされています。さらに、計画の評価・見直しを通して内容の改善が図られ、その成果を次年度の計画へ反映する体制が整えられており、職員参画を基盤とした継続的な質の向上につながる取組となっています。

◆改善を求められる点

【休憩取得の確保に向けた取組】

職員の就業状況や意向の把握を踏まえ、働きやすい職場づくりに取り組まれています。が、休憩の取得については、勤務体制や人員配置の状況により十分に確保できていない場面が見受けられます。今後は、休憩取得に関する基本的な考え方を明確にするとともに、休憩時の人員配置やシフトの工夫を行い、職員が気兼ねなく休憩を取得できる体制づくりが求められます。安定した休憩取得の確保を通して、職員の心身の負担軽減と保育の質の維持・向上につながる取組の充実を望みます。

【標準的な実施方法の見直し体制の整備】

標準的な実施方法については、保育マニュアルとして整備し、具体的な手順が文書化されています。一方で、開園から1年未満であることから、保育全般を対象とした検証や見直しについては、今後、組織的に行う仕組みを整備していく予定としています。今後は、見直しを行う時期や手順を明確に定めるとともに、職員の意見や提案を反映し、さらに保護者から寄せられる意見等も参考にしながら、多様な視点を取り入れた見直しの仕組みを整備されることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「愛情・安心・安全」の理念のもと、一人ひとりに寄り添った保育や、職員の学び、食育への取り組みについてご評価いただき、大変嬉しく思っております。

2025年4月に開園した新規園ではございますが、日々の実践が認められたことは、職員一同にとって大きな励みとなりました。

一方で、休憩取得の確保や保育の見直し体制につまましてのご指摘は、今後の重要な課題として真摯に受け止めております。職員が安心して働ける環境づくりを進めるとともに、現場の声や保護者の思いを大切にしながら、より良い保育の実現に努めてまいります。

今後も、子どもたちが安心して過ごせる園であり続けられるよう、職員一同、より一層努力してまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
(コメント)	理念および基本方針は文書として明文化され、ホームページや園のしおり等に掲載されています。保護者に対しては配布資料を通じて周知が図られており、職員に対しても入職時のオリエンテーションや職員会議等で説明されています。また、保育実践の振り返りの場において理念に基づく取組を共有する機会が設けられており、理念や基本方針は日常の保育や園運営の基盤として活用されています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
(コメント)	少子化の進行や制度改正などの社会動向について、こども家庭庁や公的機関のホームページ、研修参加等を通じて情報収集が行われています。また、地域の保育ニーズや入園状況、職員配置、収支状況等を定期的に確認し、経営環境および経営状況の把握に努めています。さらに、施設長を中心に区役所や関係機関との連携を通して地域の動向を把握するなど、多面的に状況を捉える取組が行われています。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
(コメント)	社会情勢や制度動向、地域ニーズ等を踏まえ、人材確保や職員定着、保育の質の維持・向上等を共通の課題として整理しています。園で把握された課題や現場の意見については法人へ報告し、理事会や管理職会議等で共有されています。また、取組状況については振り返りを行い、必要に応じて見直しを行うなど、課題改善に向けた継続的な対応が図られています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	保育理念および基本方針を基盤とした中・長期計画が策定されており、園の将来像や方向性が示されています。また、計画の進捗については年度末に振り返りを行い、必要に応じて見直しを行う仕組みが設けられています。今後は、数値目標や収支計画など具体的な指標を整理することで、中・長期計画の実効性がより高まることが期待されます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中・長期計画の内容を踏まえ、単年度の事業計画が策定されています。計画には重点目標と主な取組が整理されており、園運営に関する具体的な取組が示されています。また、年度末には事業計画の振り返りを行い、必要に応じて見直しを行うことで次年度計画へ反映する仕組みが設けられています。今後は、中長期計画同様に、数値目標を含めた計画内容を整理することで、単年度計画の実効性がより高まることが期待されます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画の策定にあたっては、職員の意見も踏まえながら検討されています。また、計画の実施状況については、年度途中や期末に振り返りが行われ、必要に応じた見直しを通して次年度の計画検討に反映する取組が行われています。今後は、事業計画の内容や見直しの経過について職員間で共有する機会を設けることにより、計画に基づく取組がより組織的に進められていくことが期待されます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画については、入園時や進級時、必要に応じた個別面談等を通して、保護者に説明する取組が行われています。法人の保育理念や保育方針、園として重点的に取り組んでいる内容等について、対話を通して共有する機会が設けられています。現在、事業計画の内容を分かりやすく整理した資料の作成が進められており、今後は、その資料を活用して園だよりや掲示等で周知することで、保護者の理解の促進が期待されます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	日々の保育においては、子どもの姿や保育内容について職員会議等の場で振り返りが行われ、職員間で共有する取組が行われています。こうした実践を通して保育内容の見直しが図られています。また、園として自己評価を実施し、その結果を分析したうえで改善点を整理するとともに、職員会議において内容の共有が行われています。これらの取組を通して、園全体で保育の質の向上に向けた見直しが組織的に進められています。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	日々の保育の振り返りや自己評価の結果を踏まえ、保育内容や園運営について見直しを行い、改善につなげる取組が行われています。また、評価結果をもとに課題の整理や共有が図られるなど、課題の把握に向けた取組が進められています。今後は、明確にした課題に基づき改善内容を検討するとともに、担当者や実施時期を定め、進捗を確認する仕組みを整えることで、計画的かつ継続的な改善につながることが期待されます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は、自らの役割や責任について文書化し、職員会議を通して職員への周知を図っています。また、災害や事故等の有事における指揮系統や不在時の権限委任についても明確にされ、避難訓練等の実践を通して職員間で共有されています。こうした取組により、施設長の役割と責任が組織の中で具体的に示されています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	行政通知の確認や専門家との連携を通して、法令や制度に関する情報収集と理解に努めています。また、社会保険労務士への相談体制を整え、労務管理や運営基準の適正化に取り組んでいます。今後は、施設長を含めた法令や制度に関する研修機会の確保と、職員への情報共有の仕組みを整えることで、理解がより組織的に深まっていくことが期待されます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は日常的に保育現場に入り、職員への助言や支援を行うとともに、研修の周知や園内研修の実施などを通して、保育の質の向上に向けた取組が進められています。また、自己評価を実施し、保育の見直しにつなげる取組も行われています。今後は、自己評価により明らかとなった課題について、改善に向けた具体的な取組を明示するとともに、組織内で継続的に取り組むための体制を整えていくことが期待されます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	人事・労務・財務の状況を把握し、面談や日常的な対話を通して職員の意向や業務負担を確認しながら配置や勤務調整を行っています。また、各クラスへのパソコン配置など業務環境の整備を進めるなど、業務の効率化に向けた取組が行われています。今後は、経営の改善や業務の実効性向上に向けた課題や取組を整理し、園全体で共有していくことで、取組がより明確に進められていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方が整理されており、採用計画の中で人材確保とあわせて人材育成や定着に関する取組が位置づけられています。今後は、経験年数の浅い職員に対するOJTの進め方を整理し、保育の基本や安全面、環境設定等について職員間で共通理解を図ることで、保育の質の安定と職員の育成につながることが期待されます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	理念や基本方針に基づき、期待する職員像や人事評価基準が定められており、人事管理に関する基本的な考え方は文書として整理されています。これらの内容は、採用や配置、育成、評価に活用することとされており、制度としての基盤は整えられています。今後は、評価基準や待遇、配置、キャリアアップとの関係について職員に分かりやすく説明し、理解を深める機会を設けていくことが望まれます。こうした取組を進めることで、人事管理の実効性がより高まっていくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	面談や日常的な対話を通して、職員の勤務状況や体調、希望等の把握に努めており、配置や勤務調整に反映する取組が行われています。また、有給休暇は取得しやすい状況となっています。休憩の取得については、勤務体制によっては十分に確保が難しい状況も見られることから、今後は、休憩取得に関する考え方を明確にし、休憩時の人員配置やシフトの工夫を行うことで、安定した休憩取得につながることが期待されます。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	自己評価シートや目標管理シートが整備され、年3回の面談の機会が設けられるなど、職員一人ひとりの振り返りや目標確認に向けた取組が進められています。一方で、目標設定における期間の明確化や、自己評価や目標管理と面談の連動についてはさらなる整理が求められます。今後は、これらを人材育成の仕組みとして位置づけ、各面談の機会を活用しながら進捗確認や振り返りを行うなど、計画的な職員育成の取組として進めていくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	教育・研修に関する基本方針が明示され、全職員が新規採用である園の特性を踏まえ、職員一人ひとりの成長と園全体の保育の質向上を一体的に進める研修体制が位置づけられています。また、職員の経験や状況に応じた研修計画が作成され、年間を通して研修の周知が図られています。園内研修の充実に加え、外部研修への参加も進められるなど、職員の専門性向上に向けた取組が行われています。	

Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	外部研修への参加が積極的に行われており、園内研修についても職員会議の中に位置づけられるなど、職員の学びの機会が確保されています。年間研修計画に基づき、職員一人ひとりの経験や状況に応じた研修への参加が進められており、勤務形態にかかわらず参加しやすいようオンライン研修の視聴環境を整備するなどの工夫が行われています。また、研修受講後には職員会議において報告の機会が設けられ、学んだ内容の共有が図られています。これらの取組を通して、個々の学びが園全体に広がる仕組みが整えられています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生の受け入れに関するマニュアルを整備し、受け入れの流れや指導方法、守秘義務や安全管理、実習生への関わり方などについて明確に定め、職員間で共有しています。また、園内研修において実習生受け入れに関する内容を取り上げ、実習指導に関する理解を深める取組が行われています。これらの取組により、実習生の受け入れに向けた体制が整えられています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	理念や保育方針、事業内容について、ホームページ等を通して情報提供が行われています。あわせて、苦情相談の窓口や対応の流れについてもホームページで確認できるよう示されています。今後は、第三者評価結果の公表や財務状況に関する情報について、保護者や地域がより確認しやすい形で情報提供を行っていくことで、運営の透明性をさらに高めていくことが期待されます。	
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	事務・経理・契約等に関する規程を整備し、職務分掌に基づく権限と責任を明確にしています。また、出納管理の複数確認体制を設けるとともに、税理士や社会保険労務士等の外部専門家と連携し、適正な会計処理や労務管理に取り組んでいるほか、毎月、税理士による確認や助言を経営改善につなげていく仕組みも整っています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	公園や公共施設の活用、消防署や近隣施設・関係者との交流など、日常的な関わりを通して子どもが地域の人々と関わる機会が設けられています。これらの取組は地域交流に関する基本的な考え方や計画に位置づけられており、子どもが地域社会に親しみをもてるよう配慮されています。今後は、継続的な取組として実施内容を整理し、計画的に進めていくことで、子どもと地域との交流がより一層充実していくことが期待されます。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア等の受け入れについてマニュアルを整備し、受け入れ手続きや体制を明確にしています。また、子どもとの関わり方や守秘義務、安全面に関する注意事項について整理され、受け入れに向けた基本的な考え方が示されています。今後は、マニュアルの内容について職員への周知を進めるとともに、受け入れ時に適切に対応できるよう体制の理解を深めていくことで、ボランティア等の受け入れが円滑に行われることが期待されます。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	児童相談所や医療機関、子育て支援機関等の関係機関について一覧化し、職員が必要時に確認できる体制を整えています。子どもや家庭の状況から支援が必要と考えられる場合には、職員間で情報共有や協議を行い、状況に応じて関係機関と連携した対応が図られています。また、病児保育や子育て支援に関する情報、関係機関の案内等については掲示により保護者へ周知するなど、子どもと家庭を支える取組が行われています。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	関係機関との連携や社会福祉協議会との交流、法人を通じた取組等を通して、子どもや家庭の状況に関する情報収集を行い、子育てに関する福祉ニーズの把握に努めています。また、子育てサロンの実施を通して、地域の子育て世帯と直接関わる機会を設け、ニーズの把握に取り組んでいます。民生委員が第三者委員として関わるなど、外部の視点から意見を受け入れる体制も整えられています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	月1回の子育てサロンを実施し、地域の子育て世帯が参加できる機会を設けるなど、地域の福祉ニーズに応じた取組が行われています。また、保護者や地域住民からの相談に対応する体制を整えるとともに、防災や交通安全に関する活動、公園清掃などを通して地域社会との関わりが図られています。今後は、これらの取組を地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業として整理し、年間計画を明確にしたうえで継続的に実施していくことで、地域への貢献がより一層充実していくことが期待されます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	理念や基本方針に基づき、子どもの最善の利益や人権の尊重について職員間で共有する取組が行われています。新規職員への説明や会議の場で理念や保育方針を伝えるとともに、人権擁護に関するセルフチェックリストを活用し、子どもを尊重した保育について確認する機会が設けられています。また、倫理綱領を軸とした人権保育に関する園内研修が実施されるとともに、子どもの人権尊重に関するマニュアルが整備されており、具体的な場面を踏まえた理解の共有が図られています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	着替えや排泄の場面では子どもの気持ちや羞恥心に配慮した対応が行われています。さらに、プライバシー保護に関する規定を整備するとともに、園内研修を実施するなど、職員の理解を深める取組が行われています。今後は、これらの取組について保護者に分かりやすく周知していくことで、園の取組への理解が深まり、安心感の向上につながることを期待されます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園の理念や保育目標、保育方針、食育方針、一日の流れ、給食メニュー、年間行事予定などについて、ホームページやパンフレット等を通して利用希望者へ情報提供を行っています。また、ブログやSNS等を活用し、園の様子や取組を発信しています。見学や問い合わせについては電話やメールで随時受け付けるとともに、園見学の際には保育の様子を見ながら説明を行うなど、利用希望者が保育内容を理解したうえで保育所を選択できるよう配慮した対応が行われています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園時の重要事項説明や個別面談を通して、保育内容や生活の流れ、園での約束事などについて説明を行い、保護者の理解と同意を得ています。また、保育内容の変更や行事等に関する情報については、園だよりや掲示物、連絡アプリ等を活用して保護者へ周知しています。必要に応じて個別の状況に配慮した説明を行うなど、保護者が安心して利用できるよう配慮した対応が行われています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	子どもの生活状況や発達の様子を記録として整理し、必要に応じて関係機関や次の利用先へ情報共有を行うなど、環境の変化に伴う不安軽減に配慮した対応が行われています。転園の場合にも育ちの連続性を考慮し、必要に応じて年齢にかかわらず引継ぎ文書を作成するなど、子どもの状況が適切に伝わるよう配慮されています。また、利用終了時には相談窓口を案内する文書を保護者へ渡すなど、継続的な支援につながる取組が行われています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保護者との面談や日常的な対話を通して意見や要望を把握し、その内容を職員間で共有したうえで保育内容や環境改善に生かす取組が行われています。また、結果や改善内容について保護者へ伝えるよう努めるなど、信頼関係づくりにも配慮されています。今後は、保護者アンケートなどにより意見や満足度を把握する取組を継続的に行うことで、利用者満足度の向上に向けた取組がより充実していくことを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を配置し、それぞれの役割と責任を明確にした苦情解決体制を整えています。体制の内容は園のしおりに明示するとともに、福祉サービス苦情解決委員会に関するポスターを掲示し、保護者へ周知を図ることで、意見や要望を申し出やすい環境づくりに努めています。なお、これまで大きな苦情は寄せられていませんが、今後寄せられた意見については保育の質の向上につなげていく体制を整えています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が安心して思いを伝えられるよう丁寧な対応を心がけるとともに、プライバシーに配慮した相談室を確保しています。また、ホームページから利用できるメール相談窓口や事務所前の意見箱を設置し、対面以外にも意見を届けられる複数の相談手段を整えています。さらに、日常的に接する職員以外の相談先や専門的な相談にも対応できるよう、中央区保健福祉センターの子育て担当に関する案内リーフレットを掲示し、各相談窓口の電話番号を周知することで、相談内容に応じて相談先を選択できる体制を整えています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談や意見への対応については、記録方法や報告経路、対応手順を明確にした苦情対応マニュアルを整備し、組織的に対応できる体制を確立しています。さらに、行事後のアンケートを実施するなど、意見や要望を把握する仕組みも整えています。寄せられた内容は速やかに記録・共有し、必要に応じて検討の場を設けて園としての対応方針を決定するとともに、対応に時間を要する場合には経過を丁寧に伝え、保護者の安心につながるよう配慮しています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故発生時対応マニュアルを整備し、責任者を施設長と明確に位置づけることで、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しています。また、安全確保や事故防止、事故発生時の対応に関する園内研修を定期的実施するとともに、ヒヤリハットや事故については職員会議等で共有・検討する機会を設け、再発防止につなげる取組を行っています。さらに、看護師が講師となってAEDの取り扱いを含めた研修を実施し、職員の対応力と危機管理意識の向上を図っています。加えて、遊具や備品の点検も定期的実施していますが、今後は具体的な点検項目や点検日、点検者を明確にすることで、より実効性の高い安全管理体制の充実を期待します。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対応マニュアルを整備し、職員の責任や役割を明確にした組織的な対応を行っています。また、本園の看護師と連携し、感染症対応について専門的な助言を受けられる体制を整えるとともに、園内には体調不良の子どもや医療的ケアが必要な子どもが安静に過ごせる医療的ケア室を確保しています。さらに、看護師が作成した感染症予防や安全確保に関する動画を活用した研修や、手洗いチェッカーを用いた実技研修を実施し、職員の衛生管理に対する理解と実践力の向上を図っています。加えて、子どもに対しても手洗いや歯磨きなどの指導を行い、日常生活の中で衛生習慣の定着を促しています。感染症の流行状況については玄関横の掲示板で周知し、保護者が確認できるよう情報提供を行っています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
(コメント)	防災マニュアルを整備し、職員の役割分担や行動基準、避難場所・避難方法を明確にした対応体制を構築しています。また、地震発生時の様々な場面を想定し、災害ごとにフローチャートで整理することで、職員が共通理解のもとで適切に行動できるようにしています。非常食や飲料水、医療用品等の備蓄については担当者を定め、期限を含めた点検・管理を行っています。さらに、毎月1回の避難訓練を実施するとともに、所属ビルが実施する消防訓練にも参加し、建物管理者や常駐の警備員と連携しながら、非常時の動線確認や対応の共有を行っています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な実施方法については保育マニュアルを整備し、日常の保育場面ごとの具体的な手順を文書化しています。内容には実施の流れや時間、写真等を取り入れ、視覚的に理解しやすい工夫を行うとともに、子どもの尊重や権利擁護の視点も含めたものとなっています。ミルクの介助方法やおむつ交換など視覚的に理解しやすい内容については動画を活用し、手順を分かりやすく示すことで、職員間での手順の統一と確実な実施につなげています。今後は、職員への保育マニュアルの周知を図るとともに、その内容に基づいた保育が実施されているかを確認する仕組みの整備を求めます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	標準的な実施方法については、保育マニュアルとして整備し、具体的な手順が文書化されていますが、開園から1年未満であることから、保育全般を対象とした検証や見直しについては、今後、組織的に行う仕組みを整備していく予定としています。今後は、見直しを行う時期や手順を明確に定めるとともに、職員の意見や提案を反映し、さらに保護者から寄せられる意見等も参考にしながら、多様な視点を取り入れた見直しの仕組みを整備されることを期待します。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

(コメント)

アセスメントにもとづく指導計画の策定にあたっては、入園時に園で定められた項目に沿って聞き取りを行い、家庭での生活状況や既往歴等を把握しています。その後、一人ひとりの子どもの発達状況や保護者の意向を踏まえて記録を作成し、職員間で共有しています。計画の策定および管理は施設長を責任者として行われており、組織的な体制が整えられています。また、中央区保健福祉センターの寄り添いサポート巡回指導の保育士による訪問や助言を受け、関係機関の意見も取り入れながら、子どもの育ちや課題について職員間で協議を行い、指導計画の充実に努めています。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント)

週案・日誌に基づく指導計画については、実施状況を踏まえた見直しが行われており、計画内容はICT上で共有・管理することで、他クラスの間組も確認でき、園全体での共通理解が図られています。また、環境の変化等により計画を緊急に変更する場合の手順や責任者、検討の場についても書面で明確に定められています。今後は、見直しの実施時期を明確に設定するとともに、変更内容を関係職員へ確実に周知する手順の整理を期待します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

(コメント)

日々の記録は、園で定められた統一様式に基づきICTを活用して作成・共有され、日誌や週案・月案、個別計画や経過記録を通して、子ども一人ひとりの生活の様子や育ちの変化を継続的に把握できる体制が整えられています。記録内容や表現に差異が生じないように、施設長が中心となり職員への指導を行い、記録の質の均一化を図っています。また、情報の流れや取扱いを明確にし、必要な情報が適切に共有される仕組みを構築しています。さらに、定期的な職員会議において記録をもとに情報共有や振り返りを行い、保育の質の向上につなげています。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

(コメント)

個人情報の管理については、子どもに関する記録管理規程を整備し、記録の保管・保存・廃棄および情報提供の取扱いを明確に定めています。記録管理の責任者を配置し、書類は施錠管理、ICTデータは適切に削除、紙媒体はシュレッダー処理を行うなど、情報漏えい防止策を徹底しています。また、個人情報を含む資料は勤務時間内に限定して取り扱い、園外への持ち出しを禁止しています。さらに、年度当初に職員研修を実施し、規程の理解と遵守を図るとともに、保護者へも説明と同意を得たうえで適切に運用しています。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、子どもの尊厳や権利の尊重を基盤として策定されています。理念や基本方針を明確にし、園としての保育の方向性を示しています。また、計画の作成にあたっては保育に関わる職員が参画し、現場の実践や状況を反映させながら、組織的に策定されています。さらに、計画の評価・見直しを実施し、その成果を次年度の計画へ反映する体制を整えています。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	子どもが心地よく過ごせる生活の場として、各保育室には温湿度計を設置し、0～2歳児室には床暖房を備えるなど、季節に応じた快適な室内環境を整えています。多目的ホールの物入れ扉には指詰め防止ガードを設置し、角張った部分にはコーナーガードを施すことで安全性の向上を図っています。また、トイレには暖房便座を設置し、手洗い場では冬季に温水が使用できる環境とすることで、丁寧な手洗いを促し感染症予防にもつなげています。さらに、玩具は毎日使用後に消毒しチェックシートで管理するとともに、トイレ清掃も日々実施するなど、衛生的で安心して過ごせる環境の維持に努めています。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	家庭環境や発達の特徴を把握し、子どもが安心できる関わりとなるよう配慮しています。子どもが不安や困り感を示した際には、「嫌だったね」「そう思ったんだね」と気持ちを受け止める受容的な関わりを基盤とし、安心して自己表現できる関係づくりを行っています。また、子どもの伝えようとする思いに丁寧に向き合い、満足するまでやりとりを重ねる応答的な関わりを大切にしています。言葉で表現が難しい場合には、様子から気持ちをくみ取りながら理解に努め、無理に活動への参加を促すことなく、子どものペースを尊重した関わりを大切にしています。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	発達段階や一人ひとりの状況に応じ、保護者と連携を図りながら、基本的な生活習慣の習得に取り組んでいます。例えば、0～2歳児が使用する食事用エプロンには、子ども自身で着脱しやすいものを取り入れ、自分でしようとする意欲を引き出しています。また、子どものペースを尊重して見守り、必要に応じて励ましや援助を行うことで、無理なく生活習慣が身につくよう配慮しています。さらに、基本的な生活習慣の大切さについては、看護師が子どもに分かりやすく伝える機会を設けています。できたことを具体的に認める関わりを通して、達成感や自信を育み、自立心の形成につなげています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが主体的に生活や遊びに関われるよう、環境構成を工夫した保育を展開しています。室内では、年齢や発達に応じた環境づくりを行っており、0・1歳児は複数の玩具を用意し、興味や関心に応じて自ら選択できるようにしています。2・3歳児は、子どもが自分で遊びたい玩具を選べるよう棚の配置を工夫し、主体的に遊びに関われる環境を整えています。多目的ホールではボルダリングなど複数の遊具を設置し、自分で遊びを選びながら身体を動かせる環境を整えています。さらに、近隣公園への散歩や隣接する池での観察など、身近な自然に触れる機会を取り入れ、四季の変化を感じながら主体的な遊びや生活が広がるよう取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが安心して過ごせるよう、丁寧な言葉かけと落ち着いた雰囲気づくりを大切にし、子ども自身が安心感を持てる関係づくりに努めています。特に0歳児においては、歌や手遊び、スキンシップを通して保育士との愛着関係を育み、情緒の安定が図られるよう配慮しています。また、ペットボトルや様々な素材を用いた手作り玩具（感触マット等）を用意し、五感を刺激する感覚遊びを取り入れることで、子どもが興味や関心を持って関われるよう工夫しています。さらに、家庭と連携を図りながら、一人ひとりの育ちに寄り添った保育を行っています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	自我の育ちを踏まえ、一人ひとりの思いに寄り添い、安心して自己表現できるよう配慮しています。保育士は、子どもの言葉や表情、しぐさから思いを丁寧にくみ取り、気持ちを言葉にして伝えることで、思いを受け止めてもらえる安心感につなげています。これにより、自分の思いを表現する力や言葉への興味・関心の育ちを支えています。また、探索活動が十分に行えるよう環境面で工夫し、戸外での探索活動では、子どもの興味や関心に寄り添い、石や落ち葉に触れたり集めたりする姿に応じて保育士も関わり、遊びの広がりにつなげています。さらに、異年齢児や外部の体操講師との関わりを通して、社会性の育成にもつなげています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが安心して主体的に遊びに取り組めるよう、一人ひとりの思いや発想を尊重した見守りの保育が行われています。友だちとの関わりの中で、互いの思いを伝え合いながら遊ぶ経験を重ね、協力する力や思いやりの気持ちを育んでいます。日々の生活や活動においても、自分の思いを言葉で伝える経験を大切にし、職員が仲立ちしながら丁寧な関わりが行われています。制作等の取組の時は子どもの発言を起点に活動を広げ、指示的な関わりに偏らず、一人ひとりの意思を尊重した声かけにより自由な発想を引き出す工夫を行っています。さらに、外部講師による英会話や体操指導など、多様な経験の機会も確保しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	玄関にはスロープを設置し、車椅子対応トイレを整備するなど、バリアフリーに配慮した環境整備を行っています。保育の場面では、絵カードを活用するなど、子どもの状況に応じたコミュニケーションの工夫を行っています。また、集団生活の中でも無理なく活動に参加できるよう内容や方法を工夫し、友だちと同じ空間で安心して過ごしながら関われるよう支援しています。療育を利用している子どもについては、保護者を介して療育機関と情報共有を行い連携を図っています。さらに、保育士は障がい児保育に関する研修等を通して必要な知識や理解を深める機会を設けています。加えて、園の保護者全体に対しても、インクルーシブ保育の視点から障がいのある子どもの保育について適切な情報を伝える取組を行い、理解の促進に努めています。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの在園時間の違いを踏まえ、生活の連続性と安心感が保たれるよう環境整備と保育内容の工夫を行っています。朝夕の時間帯は異年齢で過ごすため、子どもが安心して落ち着いて過ごせるよう配慮しています。朝は眠気や情緒の不安定さに配慮し、静養や情緒受容を優先しながら徐々に遊びへ誘導するなど丁寧に関わっています。乳児については在園時間や体調に応じて朝寝や夕寝、授乳などを行い、無理のない生活リズムを大切にしています。また、職員間の引き継ぎは引き継ぎ用紙への記入と口頭確認を併用し、子どもの様子や特記事項を確実に共有する体制を整えています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	現時点では3歳児までの在籍であることから、今後は子どもの発達や育ちの連続性を踏まえ、文字や数への興味を育む活動や生活の見通しを意識した関わりを計画的に取り入れるとともに、小学校との交流や情報共有の機会を段階的に設けていく予定としています。あわせて、保育所児童保育要録の作成を見据えた記録の蓄積や保護者との連携を図りながら、関係機関とも協働し、子どもが安心して就学を迎えられるよう、切れ目のない支援体制の構築を進めていくとしています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもの健康管理については、本園の看護師と連携しながら日常の対応方針を共有し、適切な健康管理が行われています。登園時の視診や検温、日々の健康観察を通して体調変化の早期把握に努めています。内科健診・歯科健診をそれぞれ年2回実施し、保健計画に基づく保健指導を行うとともに、感染症予防や環境衛生にも配慮した取組がなされています。さらに、職員会議においてSIDS（乳幼児突然死症候群）対策について共有され、仰向け寝や睡眠時の見守りの徹底が図られています。あわせて、入園説明会や園内掲示を通じて保護者への周知も図られています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断および歯科健診については、結果を日常の健康管理や保育に生かすことを重視しています。健診結果は記録・管理し、本園の看護師が内容を確認したうえで担任を含む職員間で共有し、配慮が必要な事項は日々の観察や対応に反映しています。結果は保護者へ丁寧に伝え、子どもの健康状態を把握できるよう配慮しています。外国にルーツのある保護者に対しては、翻訳機を活用し、内容を正確に理解していただけるよう配慮しています。また、子どもたちには保育士からのお話や絵本等を活用して、虫歯予防や感染症予防の大切さを伝えるとともに、家庭へは保健だよりを通して情報提供を行っています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応マニュアルを整備し、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、医師の指示および管理指導表に基づく組織的な対応体制が整えられています。指示書提出時には、保護者・担任保育士・必要に応じて看護師が連携し、面談等を通して子どもの状態や家庭での様子を共有し、対応内容の確認が行われています。また、看護師を中心に職員研修や情報共有を実施し、疾患に関する基礎知識や観察ポイント、緊急時の判断基準や連絡体制について共通理解が図られています。加えて、他の子どもや保護者に対しても、アレルギーや慢性疾患等への理解を深める取組が行われています。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

乳児クラスでは、食事と遊びの場を分けることで生活の切り替えが自然に身につくよう配慮しています。また、子どもが安心して食事に向かえるよう援助を工夫し、食事への期待や意欲が育まれるよう取り組んでいます。給食は盛り付けや彩り、形、香りなど五感に働きかけた提供を心掛けるとともに、とうもろこしの皮むきやそら豆のさやむきなどの食材に触れる体験や、クッキーやピザづくり、ケーキの飾り付けなどのクッキング活動を取り入れています。これらの活動前には、関連する絵本の読み聞かせを行い、食材への興味や関心を高める工夫を行っています。食育活動や日々の給食の様子については家庭と共有し、継続的な関わりにつなげています。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

旬の食材や行事食を取り入れ、多様な料理を提供するとともに、卵を使用しないなどアレルギーにも配慮した献立が作成されています。1か月を2週間ごとに分け、前半の献立を後半に繰り返し提供するサイクルメニューを導入し、食事に慣れやすくする工夫を行っています。加えて、残食の記録を活用し、味付けや食材の調整に反映することで継続的な改善につなげています。調理員は日々子どもの食事の様子を確認し、感想を聞く機会を設けることで献立づくりに生かしているほか、調理室の衛生管理についてもマニュアルに基づき手洗いや消毒、清掃を計画的に実施しています。

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

(コメント)

日々の保育の様子については、乳児クラスでは、一人ひとりのその日の様子を写真付きで個別に配信し、園での姿を具体的に伝えることで保護者の安心につなげています。幼児クラスでは、クラス全体の活動や子ども同士の関わりを中心に、写真と文章で分かりやすく配信し、集団の中での育ちが伝わるよう工夫しています。また、さまざまな国籍の保護者や子どもが在籍していることを踏まえ、翻訳機を活用するなど、文化や言語の違いに配慮した対応が図られています。さらに、懇談を年1回実施するとともに、体育参観や運動会、生活発表会など、保護者が子どもの様子を直接見る機会を設けています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

a

(コメント)

保護者からの相談には丁寧に対応し、時間を確保して話を聞くよう努めるとともに、相談内容については記録を作成し、職員間で共有する体制が整えられています。保育士が判断に迷う場合には、施設長に報告・相談しながら対応し、必要に応じて助言を受けられる仕組みとなっています。また、組織的な連携のもと迅速かつ適切な対応が図られています。さらに、交通事情や急な残業等により迎えが遅くなる保護者の気持ちにも寄り添い、長時間保育への不安や負担感の軽減につながるよう、丁寧な声かけを行っています。

	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 (コメント) 利用児童虐待対応マニュアルを整備し、虐待の未然防止および早期発見に取り組んでいます。マニュアルには、子どもの身体状況や行動の変化、家庭環境など、虐待が疑われる具体的な視点が示されており、職員が気づきを得られる内容となっています。また、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援へとつなげる体制が整備されています。日常の保育においても子どもの様子を丁寧に観察し、気になる点については職員間で共有しながら対応しています。さらに、マニュアルに基づく園内研修を実施し、職員の理解と対応力の向上を図っています。	a
--	--	---

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 (コメント) 保育士等は、年3回の施設長との面談を通して自己評価を実施し、自身の保育実践を振り返る機会を設けています。評価内容は保育のねらいや援助、環境構成等の視点から整理され、課題の明確化と改善に生かされています。今後は、職員同士での話し合いを通じて気づきを共有し、一人では捉えきれない保育の良さや課題を確認するなど、学び合いの機会の充実を期待します。さらに、個々の自己評価を園全体の自己評価へとつなげ、組織的な振り返りと継続的な質の向上に取り組まれることを望みます。	b

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる。 (コメント) サービス規程において体罰等の禁止を明確に定め、職員へ周知徹底を図っています。採用時や年度当初の会議では、不適切な関わりの具体例を共有し、「自分がされて嫌なことはしない」という共通認識のもと、全職員が同一の基準で保育にあたる体制を整えています。さらに、施設長による日常的な現場確認やセルフチェックを通じた振り返りにより、関わりの適切性の確保と未然防止に努めています。また、防犯カメラの設置により抑止力の向上を図るとともに、体罰や暴言が生じやすい場面の整理や、適切な援助技術の習得に向けた園内研修を実施し、継続的な改善につなげています。	a

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	わんわん保育園本町園利用児の保護者
調査対象者数	47 人
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

◆園の取り組み姿勢については、「保育方針や保育内容について十分な説明があり、入園時にお子様の性格や成長歴をしっかりと聞いてくれている」「利用時間の変更に対する柔軟な対応」「行事の参加しやすさ」などの項目で8割以上の方が満足しており、特に「プライバシーへの配慮」は94%の方が満足されています。

◆職員の態度や姿勢については、「明るく笑顔で接している」「言葉遣いや態度、服装などは適切」「お子様の長所や個性を認め指導している」「子どもの人権を尊重している」などすべての項目で約9割の方が満足されています。

◆保育内容について、「園内は清潔」「アレルギー児の対応」に関してはほぼ9割の方が満足でしたが、オフィス街の立地ということもあり、「戸外遊びの機会確保」に関しては68%の満足にとどまっています。

◆「感染症に関する情報提供」「保育中の体調変化やケガの処置と連絡」「事故防止への配慮や避難訓練」のいずれの項目でも、ほぼ9割の方が満足されています。

◆園との情報共有に関しては、「お便りや連絡帳でわかりやすく伝えられているか」「保護者との情報交換がされているか」「保護者が保育に参加する機会は十分にあるか」のすべての項目で約9割の方が満足しています。

◆「苦情や要望については職員はしっかり話を聞いてくれますか？」の問いに満足は79%、第三者委員などの職員以外の人に相談できることを知っている方は40%。また、保育の内容や行事に保護者の要望が活かされているかという問いには満足されている方は53%という結果なので、第三者委員の周知や保護者の要望をどう取り入れるかに関しては、改善の余地はあると思われます。

◆「園内でお子様は楽しく過ごしている」と96%の方が回答されています。また、「お子様を入れてよかった」とほぼ9割の方が回答されています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等